

(平成26年7月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月及び同年12月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月
② 平成10年12月から11年2月まで

私が20歳になった平成10年*月頃、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を、大学を卒業するまで、父親の預金口座から口座振替で納付してくれていた。

私は、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き並びに申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続きを行い当該期間の保険料を申立人の父親の預金口座から口座振替で納付していたとする申立人の母親は、i) 申立人の加入手続きを行った時期及び場所などを具体的に記憶していないこと、ii) 申立人のオンライン記録によると、当該期間前後のほとんどの保険料は法定の納付期限後に納付されていることが確認できるにもかかわらず、口座振替以外の保険料の納付方法を憶^{おぼ}えていないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、母親が、申立期間①及び②の国民年金保険料を口座振替で納付していたとする父親の預金口座を管理していた金融機関から提出された預金取引明細書によると、当該期間の保険料が当該口座から納付されている記録は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の機械化が図

られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から11年8月までの期間については、国民年金第3号被保険者に係る届出が行われていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から11年8月まで

私は、平成4年9月頃に、国民年金の加入手続を行った。

私は、平成6年10月に婚姻届を提出した3、4か月後に、区役所から国民年金の手続を行うようにというはがきを受け取ったが、体調不良ですぐに行くことができなかつたため、7年4月頃に、元夫の勤務先から受け取った第3号被保険者の申請書類を区役所に持参して当該手続を行った。

申立期間が国民年金の第3号被保険者期間ではなく、当該期間の国民年金保険料が未納及び充当による納付済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻届を提出した3、4か月後に、区役所から国民年金の手続を行うようにというはがきを受け取ったが、すぐに行くことができなかつたため、平成7年4月頃に、元夫の勤務先から受け取った第3号被保険者の申請書類を区役所に持参して当該手続を行ったと述べているが、オンライン記録によると、申立期間当時において第3号被保険者への種別変更手続を行った形跡が見当たらない上、5年6月から同年8月までの国民年金保険料は、厚生年金保険加入による過誤納付のため、11年11月2日に申立期間内の9年10月及び同年11月の保険料に充当され、12年2月25日にその差額が還付されていることが確認できることから、当該充当が行われた時点において、申立期間に未納期間があったことが認められる。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表においても、平成10年度及び11年度において、納付書発行の記録が確認できることから、申立人の申立期間当時の国民年金被保険者資格は、第1

号被保険者であったと推認される上、当該一覧表において、申立人が第3号被保険者であったことに関する記載は認められない。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金第3号被保険者に係る届出を行っていたことを示す関連資料等が無く、ほかに当該届出を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、国民年金第3号被保険者に係る届出を行っていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から49年3月まで

私が20歳になった昭和41年*月頃、母親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、母親が毎日、店の集金に来ていた金融機関の担当者を通して納付してきてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立人の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人は自身の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は既に他界しており、証言を得られないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和50年4月頃と推認できることから、申立内容と一致しない上、申立人が所持している年金手帳は、その表紙の色から49年11月以降に発行された手帳であることが確認できる。

さらに、申立人は、推認される加入手続き時点において、申立期間のうち、ほとんどの期間の国民年金保険料を第2回特例納付により納付することは可能であるが、申立人から当該特例納付についての主張が無い上、特例納付により保険料が納付された期間があれば、特殊台帳が保存されているはずであるが、申立人の特殊台帳は見当たらない。

加えて、申立人の主張のとおり母親が、申立期間当時、当該期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年4月まで

私は、昭和41年9月に会社を辞めるとき、会社の担当者や両親から国民年金への加入を勧められたため、その後、42年9月頃に区役所に出向いて加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続時に印紙をまとめて購入して区役所で遡って納付し、加入手続後の保険料については、納付サイクルは憶^{おぼ}えていないが、100円ないし200円を印紙により区役所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、国民年金の加入手続を行った時に、国民年金印紙をまとめて購入し、区役所で遡って納付したと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出日及び申立人の国民年金被保険者台帳に記載されている手帳交付日等から、昭和42年9月ないし同年10月頃と推認できることから、その時点において、申立期間のうち、41年11月から42年3月までの保険料については過年度納付により納付することとなるが、制度上、過年度納付を区役所で印紙により行うことはできない。

また、印紙検認方式は、国民年金の被保険者が国民年金保険料額の国民年金印紙を購入し、国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙に当該印紙を貼付し、国民年金印紙検認記録の欄に検認印を受けることにより国民年金保険料を納付する方法であるが、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和42年度及び43年度の国民年金印紙検認台紙が残されているものの、印紙が貼付され

た形跡も見られない上、当該年度の国民年金印紙検認記録の欄にも、検認印は認められないことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。